

【資料編】

公共施設カルテ

《公共施設カルテにおける留意事項》

- ・対象施設は床面積 30 m²以上の建築物とし、道路、橋りょう等のインフラ施設と、小規模な倉庫や公園トイレは除いています。
- ・建築物が建築された年で記述してあり、施設の開設年度と一致しない場合があります。
- ・延床面積は、建築物（棟）の床面積の合計を記述しています。
- ・管理運営費用については、施設によって予算上、施設単位に算出できない場合があります。このような場合は、施設数や床面積などで按分算出するなどの処理や端数処理を行っていますので、決算額と合致しない場合があります。
※あくまで概算値として記述しています。
- ・人件費については、下記の単価を基に算出しています。
（正職員 7,563 千円、会計年度任用職員 2,839 千円）
※あくまで概算値として記述しています。
※なお、人工計算表を使用し、実態に即して算出しています。
- ・光熱水費は電気・ガス・水道・燃料の費用です。
- ・役務費は施設にかかる手数料、保険料等です。
- ・委託料は警備委託料や清掃委託料などです。指定管理を行っている場合は指定管理料としています。
- ・収入は、施設の使用料、手数料、負担金などの収入です。
- ・対象施設については、**令和 6 年 4 月 1 日現在**の状況としています。
- ・稼働率については、一日を 3 コマ（朝・昼・夜）に分割した利用状況。
（朝：～12：00 、 昼：12：00～17：00 、 夜：17：00～）